

○内閣府
経済産業省令第 号

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、割賦販売法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

経済産業大臣 西村 康稔

割賦販売法施行規則の一部を改正する命令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用する方法) 第十条 法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で	(情報通信の技術を利用する方法) 第十条 法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で

定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するフアイ
ルに書面に記載すべき事項を記録したものを交
付する方法

2・3 「略」

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条 法第二十九条の四第一項において読み
替えて準用する法第四条の二の経済産業省令・内
閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ
れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記
録しておくことができる物をもつて調製するフ
ァイルに書面に記載すべき事項を記録したもの
を交付する方法

2・3 「略」

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条 法第二十九条の四第一項において読み
替えて準用する法第四条の二の経済産業省令・内
閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

一 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに
書面に記載すべき事項を記録したものを交付す
る方法

2・3 「略」

（包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報
の提供等）

第三十六条 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は
、次に掲げる方法とする。

一 「略」

一 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに

一 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ
れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記
録しておくことができる物をもつて調製するフ
ァイルに書面に記載すべき事項を記録したもの
を交付する方法

2・3 「略」

（包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報
の提供等）

第三十六条 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は
、次に掲げる方法とする。

一 「略」

一 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ

提供事項を記録したものを交付する方法

3 ～ 6 「略」

第五十条 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

11 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3 ～ 6 「略」

第五十条 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

11 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方

3 「略」

第五十三条 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

11 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3 「略」

第五十五条 「略」

法

3 「略」

第五十三条 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

11 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方

法

3 「略」

第五十五条 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

11 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3・4 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十五条の四 法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

11 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3・4 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十五条の四 法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

1 「略」

- 一 ~~電磁的記録媒体~~をもつて調製するファイルに
催告に係る事項を記録したものを交付する方法

2 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電
磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

- 一 ~~電磁的記録媒体~~をもつて調製するファイルに
催告に係る事項を記録したものを交付する方法

- 一 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ
れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記
録しておくことができる物~~をもつて調製するフ
ァイルに催告に係る事項を記録したものを交付
する方法

2 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電
磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

- 一 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ
れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記
録しておくことができる物~~をもつて調製するフ

2・3 「略」

2 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第九十五条 法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

ファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

2 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第九十五条 法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2・3 「略」

(情報通信の技術を利用する方法) 第二百十条 法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 一 「略」 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法	(情報通信の技術を利用する方法) 第二百十条 法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 一 「略」 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法
備考 表中の「」は注記である。	

様式第二十六の三を次のように改める。

※様式第二十六の三を挿入

様式第三十二を次のように改める。

※様式第三十二を挿入

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、令和五年十二月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この命令の施行前に、この命令による改正前の割賦販売法施行規則第二百三十七条の規定により交付された様式第三十二の立入検査証の効力については、なお従前の例による。

様式第 2 6 の 3 （第133条の4関係）

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登 録 番 号
住 所
名 称
代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第35条の17の6第1項の規定により、割賦販売法施行規則第133条の4第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 変更した事項
 - 2 変更した年月日及び理由
- （備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

表

		第		号	
		割賦販売法第41条の規定による			
		立 入 検 査 証			
写 真	官職及び氏名				
	年		月		日交付
	発行者				印

裏

割 賦 販 売 法 抜 粹	
第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の61の許可を受けた者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。 2 内閣総理大臣は、前条第2項、第4項又は第6項に規定する場合において利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又は第35条3の61の許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。 3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に係るものに限る。）をさせることができる。 4 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）をさせることができる。 5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第35条の3の5及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。）をさせることができる。 6 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第35条の3の42各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）をさせることができる。 7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 8 第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 9 内閣総理大臣は、第2項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。 第53条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 十 第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。